

保護者 様

令和6年度久喜市入学準備金・奨学金の貸付制度のご案内

本市では、進学の見込みを有し経済的な理由により就学困難な方のために、毎年度、予算の範囲内において入学準備金・奨学金の貸付を実施しています。

令和6年度の貸付につきましては、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

1 入学準備金

高等学校、大学又は専修学校の入学に要する費用を予算の範囲内で貸付を行います。（申込み状況によっては希望額を貸付できない場合があります。）

(1) 入学準備金の区分と貸付額

区分	金額
高等学校 専修学校※（高等課程）	200,000 円以内
大学 専修学校※（専門課程）	500,000 円以内

※学校教育法第124条に規定する専修学校

(2) 資格要件

- ① 市民（令和6年12月1日現在で1年以上久喜市に居住）であり、かつ、市税を滞納していないこと。
- ② 高等学校、大学又は専修学校への入学が確実である市民の保護者であること。
- ③ 入学準備金の調達が困難な者であること。
- ④ 市民（令和6年12月1日現在で1年以上久喜市に居住）である連帯保証人を1人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

(3) 貸付条件

- ① 入学準備金の貸付利子は無利子です。
- ② 毎年度、予算の範囲内で貸付金額を決定します。
- ③ 入学準備金の決定後、借受人の保護する者が、高等学校、大学又は専修学校に入学しなかった場合には、貸付決定を取り消し、既に貸付した入学準備金は全部を返還していただきます。

(4) 申請に必要な書類（②・④については、発行後3ヶ月以内のもの）

- ① 入学準備金・奨学金貸付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員が記載された住民票（省略のないもの、マイナンバーは不要）
- ③ 所得を確認できる書類（所得がある方全員分）
- ④ 納税証明書（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等、市税に関する全ての滞納がないという証明）
- ⑤ 返済計画書

※④については、調査に関する同意書の提出があれば未提出でも可

- (5) 借受手続きに必要な書類(②・③・⑤・⑥については、発行後3ヶ月以内のもの)
審査の結果、貸付の決定された方は、次の書類を添えて教育委員会に入学準備金借用証(連帯保証人の署名も必要)の提出が必要になります。

(借用証は貸付決定された方にのみ郵送いたします。)

- ① 入学決定を証明する書類(入学許可書等)
 - ② 借受人の印鑑証明書
 - ③ 連帯保証人の住民票(本人のみ)
 - ④ 連帯保証人の所得が確認できる書類
※市外に居住する者を連帯保証人とする場合は「所得証明書」を提出してください。
 - ⑤ 連帯保証人の印鑑証明書及び納税証明書(住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等、市税に関する全ての滞納がないという証明)
 - ⑥ 連帯保証人の身分証明書(本籍地発行のもの。成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であることを確認します。)
 - ⑦ 口座振込依頼書(借受人名義のもの)
- ※ 貸付の決定がされた方でも、上記の書類が用意できない場合は、貸付を行うことができませんのでご注意ください。

- (6) 返還方法等について

入学準備金は、卒業又は退学した翌月の6月後から5年以内に貸付した金額を返還していただきます。

毎年の返還方法については、年賦の場合は毎年9月1日から9月末までの年1回、半年賦の場合は毎年9月1日から9月末と3月1日から3月末までの年2回の返還になります。

※ 返還が滞った場合は、督促状や催告書を送付します。

2 奨学金

高等学校、大学又は専修学校の修学に要する授業料、その他学費の費用を予算の範囲内で貸付を行います。(申込み状況によっては希望額を貸付できない場合があります。)

- (1) 奨学金の区分と貸付額

区分	金額(月額)
高等学校 専修学校※(高等課程)	10,000円以内
大学 専修学校※(専門課程)	15,000円以内

※学校教育法第124条に規定する専修学校

- (2) 資格要件

- ① 市民(令和6年12月1日現在で1年以上久喜市に居住)であり、かつ、市税を滞納していない世帯の子女であること。
- ② 高等学校、大学又は専修学校への入学を許可された者又は在学中の者であること。
- ③ 学費の支出が困難な者であること。
- ④ 修学意欲がおう盛で、在学学校長の推薦を受けた者であること。
- ⑤ 市民(令和6年12月1日現在で1年以上久喜市に居住)である連帯保証人を1人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

(3) 貸付条件

- ① 貸付期間は高等学校、大学又は専修学校における正規の修業期間を終了する月までです。
- ② 奨学金の貸付利子は無利子です。
- ③ 毎年度、予算の範囲内で奨学金の総額を決定します。(一度決定された金額は変更されません)
- ④ 奨学生が休学したときは、奨学金の貸付を停止します。
- ⑤ 奨学生が(2)の資格要件を欠いた場合は、その後の貸付は行いません。

(4) 申請に必要な書類(②・④・⑤・⑥については発行後3ヶ月以内のもの)

- ① 入学準備金・奨学金貸付申請書(様式第1号)
- ② 世帯全員が記載された住民票(省略のないもの、マイナンバーは不要)
- ③ 所得を確認できる書類(所得がある方全員分)
- ④ 納税証明書(住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等、市税に関する全ての滞納がないという証明)
- ⑤ 奨学金推薦書(様式第8号)
- ⑥ 成績証明書
- ⑦ 返済計画書

※④については、調査に関する同意書の提出があれば未提出でも可

(5) 借受手続きに必要な書類(②・③・⑤・⑥については発行後3ヶ月以内のもの)

審査の結果、貸付の決定された方は、次の書類を添えて教育委員会に奨学金借用証(連帯保証人の署名も必要)の提出が必要になります。

(借用証は貸付決定された方にのみ郵送します)

- ① 誓約書
- ② 在学証明書
- ③ 連帯保証人の住民票(本人のみ)
- ④ 連帯保証人の所得が確認できる書類

※市外に居住する者を連帯保証人とする場合は「所得証明書」を提出してください。

- ⑤ 連帯保証人の印鑑証明書及び納税証明書(住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等、市税に関する全ての滞納がないという証明)
- ⑥ 連帯保証人の身分証明書(本籍地発行のもの。成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であることを確認します。)
- ⑦ 口座振込依頼書(奨学生名義のもの)

(※奨学金の振込先名義については、保護者名義のものも可。)

※ 貸付の決定がされた方でも、上記の書類が用意できない場合は、貸付を行うことができませんのでご注意ください。

(6) 返還方法等について

奨学金は、卒業又は退学した翌月の6月後から5年以内に貸付した金額を返還していただきます。

毎年の返還方法については、年賦の場合は毎年9月1日から9月末までの年1回、半年賦の場合は毎年9月1日から9月末と3月1日から3月末までの年2回の返還になります。

※ 返還が滞った場合は、督促状や催告書を送付します。

(7) その他

- ① 奨学生は毎年4月1日以降の在学証明書等を当該年の4月末日までに教育委員会に提出していただきます。在学証明書等の提出がない場合は、継続して貸付できませんのでご注意ください。
- ② 奨学生であった者は、卒業及び卒業後の就業先を明らかにする書類を奨学金の貸付を受ける期間を終了した年の4月末日までに教育委員会に提出してください。
- ③ 奨学金は、1年分を一括して貸付を行います。

3 申請方法

申請期間内に、申請書に必要書類を添付して、教育総務課、市役所環境経済・教育分室又は菖蒲・栗橋行政センター総務・人権係窓口に提出してください。(郵送不可)

(1) 申請期間

令和6年12月2日(月)から12月20日(金)まで

(※書類等に不備がある場合は、申請の受付ができない場合もありますのでご注意ください。)

(2) 申請場所及び受付時間

申請場所：教育総務課、庶務課環境経済・教育委員会分室、菖蒲・栗橋行政センター総務・人権係

受付時間：上記期間内の平日、午前8時30分から午後5時15分まで

4 連帯保証人

久喜市入学準備金・奨学金の貸付に係る連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている必要があります。

- ①独立して生計を営む満20歳以上の者で、債務を弁済する能力を有しており、市税を滞納していないこと。(市外に居住する者にあつては、当該市町村税)
- ②成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であること。
- ③久喜市入学準備金・奨学金に係る他の者の連帯保証人をしていないこと。
(保証する者が同一世帯に複数いるときはこの限りではありません)

※同一世帯の方は、連帯保証人になることはできません。

※返還が滞った場合は、連帯保証人に通知します。

5 その他

(1) 貸付の決定について

提出された申請書は、久喜市入学準備金・奨学金貸付審査委員会において審査を行った後、貸付の可否を決定し、結果を申請者に通知します。

(2) 入学準備金・奨学金の入金時期について

入学準備金・奨学金については、借受手続き完了後、指定口座に入金いたします。入金時期については、3月中旬から4月中を予定しています。(入金は、借受書類の提出をしてから概ね3週間かかります。)

なお、貸付が決定された方でも、書類の不備等により借受手続きが完了しない場合は、入学準備金・奨学金の貸付を行わない場合があります。

【問合せ】教育委員会教育総務課学事保健係 電話 0480-58-1111 (内線313)